

28世介保第300号  
平成28年6月3日

世田谷区外の  
指定地域密着型通所介護事業所管理者  
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所管理者

] 様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長  
(公印省略)

世田谷区外に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所における世田谷区民へのサービス提供について  
(通知)

地域密着型サービスは、区市町村が事業者指定を行い、原則としてその区市町村の住民のみが保険給付の対象となるサービスですが、事業所所在地の区市町村長の同意があった場合には、他の区市町村がその事業者を指定し、他の区市町村の住民も利用することができます。

世田谷区外に所在する指定地域密着型通所介護事業所及び指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所を除く）における、世田谷区民に対するサービス提供については、下記のとおり取り扱いますので、ご承知おきください。

※本通知で「事業所」とは、①指定地域密着型通所介護事業所、②指定認知症対応型通所介護事業所（共用型指定認知症対応型通所介護事業所を除く）及び③指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を除く）を指し、「事業者」とは事業所を運営する者を指します。

## 記

1. 世田谷区と隣接する区市に所在する事業所における世田谷区民へのサービス提供について

(1) 隣接区市の範囲

品川区、目黒区、大田区、渋谷区、杉並区、三鷹市、調布市、狛江市  
(上記、8区市を隣接区市という。以下、同じ。)

(2) 指定に係る同意について

- ・ 隣接区市と世田谷区では、指定に関する同意について協定を締結しているため、事業所全体の利用者数に占める事業所所在区市以外の住民の数が事業所所在地の住民の数を著しく上回るなど、地域密着型サービスの趣旨を損なうことが想定される場合などを除いて、世田谷区は、指定を行う予定である。ただし、区市により協定の対象外としている事業所がある。
- ・ 調布市に所在する指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所は、

- 当該協定の対象外である。
  - 共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所については、当該協定の対象外である。
- ※ 隣接区市のうちの1つの区市（仮に「A区」とする。）に所在する事業所（仮に「A事業所」とする。）が世田谷区民から利用希望を受けた場合を例にとり、以下にサービス提供までの手順等を説明する。
- （3）指定申請 〈事業者の行う手続き〉
- 世田谷区民がA事業所の利用を希望した場合は、A事業所は世田谷区あて指定申請書を提出する。
  - 事業者は指定申請時に、当該世田谷区民がA事業所の利用を希望する理由を、世田谷区に伝える。
- （4）指定に関する通知 〈世田谷区から事業者への通知〉
- 審査後、指定する場合には世田谷区より、指定決定通知書により通知。
- （5）指定の条件 〈世田谷区から事業者への通知の内容〉
- 利用者数に占めるA区の住民以外の利用者数が、A区の住民の数を著しく上回らないこと。
- （6）更新申請等 〈事業者の行う手続き〉
- 指定された場合、A区における更新申請とは別に、世田谷区に対しても指定更新手続き等を行うこと。
2. 世田谷区と隣接しない区市町村に所在する事業所における世田谷区民へのサービス提供について
- ※ 隣接区市以外の1つの区市町村（仮に「B市」とする。）に所在する事業所（仮に「B事業所」とする。）が世田谷区民から利用希望を受けた場合を例にとり、以下にサービス提供までの手順等を説明する。
- （1）指定申請 〈事業者の行う手続き〉
- 世田谷区民がB事業所の利用を希望した場合は、B事業所は世田谷区あて指定申請書を提出する。
  - 事業者は指定申請時に、当該世田谷区民がB事業所の利用を希望する理由を、世田谷区に伝える。
- （2）指定に係る同意依頼等 〈B市と世田谷区の協議〉
- 世田谷区民がB事業所を利用する合理的な理由がある場合には、世田谷区は、B市に対し指定に係る同意について依頼を行う。
  - B市では、世田谷区による事業者指定に同意するか否か検討し、世田谷区あて同意の可否を通知する。
  - B市が、世田谷区による事業者指定について同意しない場合もある。
- （3）指定等に関する通知 〈世田谷区から事業者への通知〉
- 審査後、指定或いは指定しないことについて世田谷区より、決定通知書により通知。

- (4) 指定の条件 〈世田谷区から事業者への通知の内容〉
  - 指定は当該利用者に限る。
- (5) 更新申請等 〈事業者の行う手続き〉
  - 指定された場合、B市における手続きとは別に、世田谷区に対しても指定更新申請等を行うこと。
- (6) 指定条件の変更等 〈事業者の行う手続き及びB市と世田谷区との協議〉
  - (4)に記載のとおり、利用者を限定している指定であるため、新たに利用希望が出された場合、B事業所は世田谷区へ通知すること。その後、世田谷区はB市あて、新たな利用者へのサービス提供に係る同意について依頼を行う。
- (7) 指定に係る同意について
  - B事業所の指定に当たり、世田谷区がB市に対し、当該指定についての同意を求めた場合、B市は、市町村介護保険計画による整備状況等を勘案し、世田谷区による事業者指定への同意の可否を決定するため、回答までに一定の時間を要する。また、同意をしない場合もある。

### 3. その他留意事項

- (1) 平成27年4月の介護保険法改正により、世田谷区外に居住する世田谷区の被保険者のうち、住所地特例対象者に対しては、事業所所在地の被保険者と同様に、サービス提供が可能である。なお、サービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームに該当するものは、平成27年4月以降、住所地特例の対象施設であることに留意すること。
- (2) 隣接区市との協議により、協定の適用除外としている事業所があることや、2.(7)に記載のとおり同意を得られない場合、或いは同意を得るまで時間を要する場合などが想定されることから、世田谷区民からの利用希望に際しては、事前に世田谷区及び事業所所在自治体に照会すること。
- (3) A区の住民及びB市住民の数等について、世田谷区、A区及びB市の行う調査に協力すること。
- (4) 1.(2)に記載の世田谷区と隣接区市との協定については、必要に応じてその内容を変更することがある。

【問合せ先】

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者指定・指導担当  
電話 03-5432-2294  
FAX 03-5432-3042